

第6回 食と農林漁業の再生実現会議 議事要旨

1 日時： 平成23年8月2日（火）18:00～19:10

2 場所： 官邸2階小ホール

3 出席者：

議長	菅 直人	内閣総理大臣
副議長	玄葉 光一郎	国家戦略担当大臣
副議長	鹿野 道彦	農林水産大臣
	枝野 幸男	内閣官房長官
	海江田 万里	経済産業大臣
	大泉 一貫	宮城大学事業構想学部長
	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社 取締役会長
	相良 律子	栃木県女性農業士会 会長
	深川 由起子	早稲田大学政治経済学術院 教授
	佛田 利弘	株式会社ぶった農産 代表取締役社長
	村田 紀敏	株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役社長
	茂木 守	全国農業協同組合中央会 会長
	仙谷 由人	内閣官房副長官
	瀧野 欣彌	内閣官房副長官
	山口 壯	内閣府副大臣
	鈴木 克昌	総務副大臣
	高橋 千秋	外務副大臣
	五十嵐 文彦	財務副大臣
	櫻井 充	財務副大臣
	篠原 孝	農林水産副大臣
	松下 忠洋	経済産業副大臣
	一川 保夫	民主党食と農林漁業再生・強化PT座長

4 議題： 我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言について

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、定刻となりましたので、始めたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

本日は、第6回目の「食と農林漁業の再生実現会議」となります。

「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言(案)」について、本日意見交換をさせていただければと思います。皆様の御了解、御了承がいただければ、この場で中間提言という形でとりまとめをし、公表したいと考えております。

前回の会議でいただいた御意見を踏まえて、お手元に「中間提言(案)」を用意いたしました。ポイントは3点でございます。

1つ目は、東日本農林漁業の復興や原子力災害対策に引き続き全力で取り組み、被災地の復旧・復興を全国のモデルとすること。

2つ目は、食と農林漁業の再生を早急に図るため、競争力の強化、体質強化、地域振興を5年間集中して展開すること。

3つ目は、高いレベルの経済連携と農林漁業の再生を両立するため、克服すべき諸課題をクリアし、国民の理解を得て安定した財源を確保し、直接支払制度の改革を具体的に検討すること。

本日は、この「中間提言(案)」について御議論いただければと考えております。

それでは、その案について篠原農林水産副大臣より説明をお願いいたします。

(篠原農林水産副大臣)

それでは、私から簡単に御説明いたします。

前回、骨子でかなり念入りに御説明いたしましたので、非常に大事な点と、それから皆様方から賜りました意見がどのように反映されているかということを中心に説明させていただきたいと思います。

まず、目次をごらんいただきたいと思います。これは変わっておりません。ローマ数字で4つに分かれておりまして、「はじめに」と「目指すべき姿と基本的考え方」、そして7つの戦略、当初は5つでよかったのですが、震災・原発災害がありましたので、戦略6と7が入りました。

それでは、1ページをおめくりいただきたいと思います。

「はじめに」でございますけれども、ここのところはいろいろな方からいろいろな御意見をいただきまして、(2)のところの第2パラグラフで茂木委員と相良委員から、原発災害について記述すべきだということで、農林漁業者は営農・操業に大きな不安を抱えてお

って、我が国の農林水産物の信認が大きく低下したということを入れてあります。

それから、「また」以下は三村委員、村田委員、小林委員から御指摘がありました、産業の空洞化が非常に問題になるので、そのことは地域経済全体にとっても深刻な影響を与えているという記述をすべきだ、ということでこれを書かせていただいております。

それでは、1 ページから2 ページにかけてですけれども、大泉委員の方から、被災地の災害復興対策で「全国モデルとなるような思い切った施策を展開することが期待される」という御意見がございまして、そのとおりに記述しております。

Ⅱの「目指すべき姿と基本的考え方」でございまして。(2)でございましてけれども、佛田委員から、若者が魅力を感じるような農業でなければだめだという御指摘がありました。そのとおりに記述いたしました。

それから、茂木委員から、食料供給に不安を持たずに食生活を営むことができるようにすべきだとの御指摘がありまして、都市の消費者も同じように不安を持たずに食生活を営むべきだということで、このワンフレーズを入れております。

それから、(4)でございまして。これは最後の方に詳しく記述してありますけれども、「高いレベルの経済連携と両立しうる持続可能な農林漁業を実現する」という点。これは、三村委員、村田委員、小林委員からこのことをきちんと書くべきだということで、端的に言えば3か所にこういった記述がございまして。

それから、次の3ページでございまして。一番上のところでございましてけれども、もともとは茂木委員からペーパーで提出がございました、「平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す」ということで、生源寺委員からここをきちんと強調すべきだという御意見がございまして、そのように記述してございまして。

それから(3)でございましてけれども、佛田委員、大泉委員から御意見がありました。特に佛田委員からは、韓国は若い農業者に世界の農業を学ばせている。そういったことを政府がバックアップしているので日本もそういうことをすべきだということで、そういった記述をここに書かせていただいております。

それから、(4)番でございまして。農業者戸別所得補償制度等を指すわけでもございましてけれども、セーフティネットを提供するという、これについてもきちんと記述すべきだ、それから、これについていろいろと考えていくべきだ、ということが大泉委員と小林委員からありましたので、ここに入れさせていただきます。

それから、Ⅲがこの中間提言の骨格を成すものでございましてけれども、「戦略1」、「戦略2」で「競争力・体質強化」、2つに分けて記述してあります。「攻めの担い手実現」、それ

から「農地集積」ということで、言葉はちゃんとすべきだということで生源寺委員の意見を踏まえて書き直してあります。

新規就農を増やすということが1つと、平地で20～30haの土地利用型農業を目指すということでございます。これは3つに分かれておりまして「担い手の確保」、「規模拡大の加速化」、それから農協、農業委員会の「関連組織・関連産業のあり方」というふうに分かれております。

3ページでは②のところの1行目でございますが、「機械や技術の最適化」という記述です。佛田委員から御指摘がございまして、それを挿入させていただいております。

4ページの(2)でございますけれども、ここについては非常に大事なことなのできちんと書き込むべきということが三村委員と生源寺委員からありまして、「戸別所得補償制度の適切な推進やほ場の大区画化と相まって、相続の際に担い手へ農地の集積を促す仕組みや農業機械の集約化を促す仕組み等、農地の集積を進め、農業の競争力・体質強化を図るための仕組みの検討を行う」というふうにさせていただきました。

それから、関連組織・関連産業のあり方、農業等のあり方、それから農地法の運用を見直すべきだという三村委員からの御指摘がありまして、それをここに書かせていただいております。

それから、佛田委員の方から、生産資材の低コスト化についても記述をすべきだということでここに記述させていただきました。

2番目の「競争力・体質強化」ですが、こちらの方は「6次産業化、成長産業化、流通効率化」です。(1)の高付加価値化、それから(2)で「消費者との絆の強化」、(3)で「国産農林水産物・食品の輸出戦略の立直し等」、それから「流通効率化」と4つに分けてあります。

まず(1)の①で相良委員から指摘がございまして、6次産業化のためにはいろいろな知恵を持った人、知見を持った人が必要だけれども、そうした人は少ないので、そうした人たちを育成強化するということが必要である。それから、佛田委員からは、やはり関連施設をちゃんとつくっていただかないと6次産業化は進められないのではないかとこの御指摘がございましたので、そのことを①に入れさせていただいております。

それから、5ページの方でございますけれども、④のところは、いろいろな機関、総力を結集して農林漁業の成長産業化に取り組んでいただくということが大事である。それから、農商工連携も大事だと佛田委員から御指摘がございました。

それから、「消費者との絆の強化」という点でございます。これは、地域全体として考え

なければいけないということで、地域の力が総合的に発揮されるようにということで、市民農園、グリーン・ツーリズムの活用、それから3行目ですが、鳥獣被害対策、これは党のプロジェクトチームの方からもこの点については要請がありまして、そういったことを入れさせていただいております。

それから、(2)の①の第2パラグラフのところでございますけれども、中山間地域、ここについては特に重点的な政策が必要だという御意見がございまして、ここも党のプロジェクトチームからでございますけれども、入れさせていただいております。

それから、(3)の輸出戦略でございます。直近の課題でございますけれども、①の2行目、「諸外国の規制強化等による損失が生じている」。これは並大抵の損失ではないんだ。相当信頼を失っているんで、その部分をきちんと記述すべしと、生源寺委員から意見がありましたので、それを記述させていただいております。

それから、「流通効率化」というのは抽象的でございますけれども、農協等も努力すべきだということで佛田委員から御意見がありまして、これを記述しております。

それから、6ページです。これは、「エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する」ということで、再生可能エネルギーを重視していくという部分でございます。この辺については、皆さんの意見は一致しているのではないかと思います。明るいことでございますので、(1)、(2)、(3)に分けて書かせていただいております。

それから、「戦略4」は林業、「戦略5」が水産になっております。「森林・林業再生」についても、大体(1)、(2)、(3)で言い尽くしているのではないかと思います。

それから、7ページでございます。「水産業再生」ですが、ここについては深川委員から戦術と戦略の混同があるという御意見がありました。そういった御意見がありましたので、ちょっと記述を変えたりしてございまして、「近代的・資源管理型で魅力的な水産業を構築する」というサブタイトルにさせていただいております。

次に「戦略6」と「戦略7」でございますけれども、震災と原発災害、2つに分けて記述してございます。

6でございますけれども、「震災に強い農林水産インフラを構築する」、この部分は3つに分類いたしまして、「地震、津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し」というふうに、ここの部分をまさに書かせていただいております。

(1)の③の2行目、保全管理等を円滑に実施するための集落を支える体制についてもきちんとしていかなければいけないという御指摘が生源寺委員からありまして、それをここに書かせていただいております。

それから(2)でございますけれども、「災害を想定した食品のサプライチェーン対策等」もあったわけですが、それに加えて「飼料の安定供給対策」も必要である。今、牛肉の汚染問題で盛んにマスコミは取り上げておりますけれども、こういったことについて問題なのでということで相良委員から御指摘がございまして、「畜産農家に飼料を安定的に供給できる体制を構築する」ということをここに記述しております。

(3)でございますけれども、生源寺委員から、農林水産省は食料安全保障マニュアルをつくっているけれども、今回はほとんど役に立たなかったのではないかと御指摘がありまして、農林水産省の食料安全保障マニュアルというのは外国からの輸入の産物が途絶すること、そのことを想定してどういう状況かということだけでつくってありましたので、それはそのとおりでございまして、震災、原発のこういった事故については想定しておりませんでしたので、もう一回作り直すということでここに記述させていただいております。

それから「戦略7」でございます。「原子力災害対策に正面から取り組む」ということでございまして、(1)は今、現にそれが問題になっているわけですが、「食品衛生法上の暫定規制値を超過する食品の流通を防止するため、検査体制を強化し」というくだりでございます。ここは非常に大事な記述でございまして、この3行目でございまして、一川さんから、森林についてもきちんと忘れないようにということで、海の漏出の問題が時々出てまいりますが、森林も汚染されているはずである。それをちゃんと書き込むようにということでここに書かせていただきました。

それから(2)の2行目でございまして、「農業者が希望する場合には、将来性のあるまとまった地域への移転や研修を受け入れることを支援する」。これは川勝委員から、具体的に首都移転候補地等が空いているはずである。そこにまとめて農業者を受け入れたらすべきだという具体的な記述をすべきだという御意見がありましたので、ここに入れさせていただきます。

それから、(4)でございます。今、農業者、漁業者は困っているわけですが、「仮払いも含め、賠償が迅速かつ適切になされるよう、万全に措置する」ということで、茂木委員と佛田委員から御意見がございまして、8月5日に賠償方針はまとまるようでございますけれども、ここに記述させていただきました。

それから、IV「今後取り組むべき重要課題」でございます。2行目辺りから見ていただきたいのですが、「戦略6、戦略7として、震災に強い農林水産インフラの構築、原子力災害対策の取組」について記述いたしております。そして、「まずは、農林漁業における震災

対策について万全の措置をとることが必要である」と、震災対策の重要性をきちんと記述すべきだという意見が茂木委員と相良委員からございましたので、それをここに再度掲載しています。

それから、「なお」以下が大泉委員からの御指摘で先ほどちょっと触れましたけれども、全国モデルとなるような政策展開をすべきだということを書かせていただいております。

それから、そうは言うけれどもということで（２）の２行目辺りからでございますが、震災対策だけではない、全国的な競争力・体質強化等のための検討をするのが本来のこの実現会議の目的だったので、その点をきちんと書き込み、５年間で集中展開すべきであるという意見が三村委員と小林委員からございまして、それを（２）に記述いたしました。

それから、（３）でございます。ここが TPP、EPA、FTA 等の問題でございますけれども、「高いレベルの経済連携と農林漁業の再生の両立の実現を図る」ということで、重要なのは「また」以下でございまして、いろいろ対立するような構造はあるけれども、そうではないということ。そして、「冷静な議論が行われるよう、必要な情報を国民に開示する」と。相良委員から TPP のことについて情報開示が少ないということで、今回外務省と経済産業省の資料を出していただいておりますけれども、こういった情報を的確に国民に開示するよという御意見がございまして、そのくだりもここに書かせていただいております。

それから、（４）は３行だけですけれども、非常に大事なフレーズでございまして、「『包括的経済連携に関する基本方針』に定める６月基本方針、１０月行動計画に代わる新たな工程を、日本再生全体のスケジュールや復旧・復興の進行状況を踏まえ、検討する」ということで、これを明確に記述すべきだという御意見が三村委員からありまして、ここに最後に入れさせていただきました。

以上でございます。

（玄葉国家戦略担当大臣）

ありがとうございます。

さて、前回の会合で複数の委員の方々から TPP 交渉の現状について報告してほしいというリクエストがございました。本日は、高橋外務副大臣から TPP 交渉の現状について説明をしていただきます。また、海江田経済産業大臣から TPP に関する経済界の状況について情報提供したいということでございます。

それでは、まず高橋副大臣、よろしく申し上げます。

(高橋外務副大臣)

外務省の高橋でございます。

お手元の資料6をごらんください。そこの1ページから御説明をさせていただきます。

先ほど御紹介がございましたように、前回の実現会議で委員から御要望があったことを受けまして、TPP協定交渉の現状について簡潔に御説明をさせていただきます。

お手元の資料は、交渉参加国との協議を通じてこれまでに収集した情報をとりまとめたものでございまして、今後の交渉の推移、それから情報収集の結果によって内容は変わり得るものであることは申し上げておきます。

まず資料の1ページですが、交渉日程と予定でございますけれども、2010年3月、去年の3月から始まりましたTPP交渉はこれまで7回の交渉会合を重ねてきております。今後、9月にアメリカ、10月にペルーで交渉会合が予定をされております。

2ページをごらんください。「最近の交渉」では、物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)、サービス貿易、投資、それから政府調達各分野で各国の具体的な自由化提案や要求を明確化し、各国の立場の隔たりを狭める交渉が行われてまいりました。

分野ごとの交渉の進捗を大づかみに申し上げますと、税関手続の簡素化を含む貿易円滑化等の分野では交渉が相当進展している一方、物品市場アクセス、原産地規則、知的財産、環境、労働等の交渉が難航するか、あまり進展していない分野もございます。

交渉中のTPP協定の条文案については、これまで一切公表されておられませんけれども、幾つかの分野においては各国の意見が括弧付きで併記され、調整中の条文案が作成されつつございます。本年6月の第7回交渉会合では、開催国ベトナムによれば、「20以上の交渉分野において交渉テキストの改善が得られた」という説明がございました。

EPAの基本的要素を物品の関税撤廃・削減について考えますと、交渉では高い水準の自由化を目指しており、センシティブ品目については特定の物品を関税の撤廃・削減の対象としない除外や、特定の物品の扱いを将来の交渉に先送りする「再協議」は原則として認めず、長期の段階的関税撤廃といったアプローチによるべきという考え方を示す国が多いのですけれども、各国の状況によって個別の対応を考える必要性は認めるとの考え方を示す国も一方でございます。そういうこともありまして、コンセンサスにはいまだ至っていない模様であります。

通常の貿易交渉と同様に、各国は品目ごとに自国が行う関税撤廃・削減の提案と、他の交渉参加国に対する関税撤廃・削減の要求を交換した上で交渉を行っております。本年1

月に各国間において第1回のオファー、3月に第1回のリクエストをそれぞれ交換し、現在それぞれを踏まえて交渉が行われております。

今後の見通しについて申し上げます、昨年11月の横浜 APEC 首脳会議の際に行われた TPP 首脳会合の場で、2011年11月、今年の11月のハワイ APEC 首脳会議までの交渉妥結を目指すということで一致をいたしましたけれども、本年5月の APEC 貿易担当大臣会合の際に開催された TPP 閣僚会合の共同声明では、「11月に協定のおおまかな輪郭を固めるとの目標を表明した」とされております。交渉は2012年も続くというのが、一般的な見方でございます。

その一方で、本年6月の第7回交渉会合では、「(交渉)のプロセスを加速させるため、今後数ヶ月間、取組を倍加させ、次回交渉会合において、焦点を当てるべき課題を特定し、可能な限り多くの課題で合意を達成するように努める」ということで合意をしております。

また、クリントン米国国務長官も先週、7月25日ですが、香港でのスピーチにおきまして、11月の APEC 会合までに道筋をつけたいと考えていると述べておられます。

交渉は着々と進んでおりまして、交渉参加につき判断をすることに意味がある時期はおのずと限られてくるのではないかと思います。それがもう近づいておるように思います。

日本の意向を交渉に生かせる早いタイミングを選ばないと意味がなくなると考えますし、そのためにも農林漁業再生のための議論が速やかに進められることを期待しております。

最後に、TPP に関して国内で個別の問題についていろいろ主張がなされております。例えば、TPP に参加をすると外国の弁護士や医師が我が国の資格を取得することなく自由に活動ができるようになるとか、公的医療保険制度が崩壊するとか、単純労働者が入ってくるという主張がなされているのも承知をしております。

これまで情報収集してまいりましたけれども、以上のような点のいずれにつきましても TPP 協定交渉の中で具体的な議論の対象とはなっておりません。政府としては引き続き情報収集に努めさせていただくとともに、国内での情報の提供に努力をしてみたいと思います。

私の方からは以上でございます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、海江田大臣、お願いいたします。

(海江田経済産業大臣)

私からは冒頭に短いご挨拶をいたしまして、詳しくは今日来ております松下副大臣からお話をさせていただきます。

私からのお話でございますが、今回まとめていただきます中間提言は、直ちに具体的に実行に移さなければならないものだと思っております。震災後も、世界は動き続けております。必要な検討を急いで、今後の工程を早急に進めていただきたいと思います。

前回の会議で委員からの御要望もありましたので、本日は経済界の実情について松下副大臣より説明させていただきますが、日本が置かれた事態について国民の共通認識を持っていただくことが、国が一丸となって現在の危機を乗り越えるための基礎だと考えております。

経済産業省としましては、今後とも復旧・復興に全力で取り組むとともに、2月にまとめた農業産業化支援の取組を着実に進め、農林漁業の再生に貢献してまいりたいと思っております。

私からは以上です。松下副大臣より、お願いを申し上げます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

では、お願いします。

(松下経済産業副大臣)

それでは、説明をいたします。資料7をお開けいただきたいと思います。

1ページでございますけれども、EPAの遅れによりまして震災前から日本の立地環境が非常に悪化しているという資料でございます。以前は、海外に新しい拠点をつくるということでしたけれども、今は国内にある拠点、本拠地そのものを海外に移転するということが動き出しているということでございます。下に4つの実例があります。

それから、2、3ページですけれども、最近では震災の影響に加えて急速な円高や全国的な電力制約などの事業環境の悪化が地域経済、雇用の一層の空洞化をもたらしております。最先端技術拠点の海外移転、それから外国からの誘致攻勢、極めて好条件が提示されてすごい勢いで誘致攻勢をかけておりまして、大変深刻な状態になっております。その実情が、下の方に書いてございます。

それから、4ページでございますけれども、「震災後も、世界は常に動いている」ということでございまして、日本は今、国を挙げて東日本の災害復興に全力を挙げております。農業、林業、水産業、もちろん全力を挙げてやっているわけでございますけれども、一方

で、その間、世界は止まっておらず動いていて我々は取り残されていく。あるいは、空洞化が加速をしていくという現実がございまして、このままじっと見ておきますと元も子もなくなるという心配をしておるわけでございます。「産業界の声」等もそこに挙げてありますし、「震災以降の国際通商環境の動向」も書いてございます。

それから、5ページでございますけれども、WTO交渉が停滞しているときに各国のFTA、EPAが先行してしまうことが日本の通商環境にとって最も困難な事態になるというふうに考えています。

韓国はEU、アメリカ、中国の3大市場とのFTAに取り組んでおりまして、市場を拡大し、投資を引き付けておりまして、現実にはこのことが我が国に大きな影響を及ぼしてきております。そこに関税の比較表を書いてありまして、日本と韓国との違い、ゼロ、そして10%、14%、5%、いろいろ数値が書いてございます。この差が深刻だということでございます。

6ページでございます。韓国は、アメリカとのFTAの交渉結果を受けまして、現実的な被害予測を行いまして、これを乗り越えるための国内対策を準備しております。日本は韓国に大きく遅れをとっているというふうに感じています。国内対策の中身がやはり弱点を補う。そして、競争力の弱いところは強化するための対策、体質改善、所得補填、そして廃業する企業に対しましては徹底した支援策をやっていくということの実例がそこに挙げてございます。

それから、7ページでございますけれども、「EPAには反射的不利益を受ける第三国が反応する」ということございまして、有力なEPAの参加で交渉力が強化する。その実例がそこに挙げてありまして、一方と交渉を締結しますと、それに反射して反対の方が近寄ってきて一緒にやろうというふうな形になってきていまして、こういうことが相乗的に動いていくという効果があるということを書いてございます。「全方位でEPAを進める覚悟を示して初めて相手を動かせる」ということだと考えています。

TPPの交渉は今、外務省の方から説明がありましたけれども、着々と進んでおりまして、交渉の余地が徐々に縮小していると考えています。情報収集をしっかりといただきながら、やはり我々は交渉に参加するということが早期の決断が必要だというふうに思っております。これは、情報収集をしっかりと受けた上でしかるべき場で決めていただくことになります。

それから、一方では空洞化に関連して農家の兼業先や子供たちの勤務先、これは地方の製造業の工場でございます。産業空洞化の話が進展してきますと仕事を失っていくということで、地方が非常に力をなくしていくということにもなるわけでございます。産業

を強くして、農業も強くして、ともにその国益の下に海外に伸びていくという市場を獲得することが大事だと考えています。

今、全中の茂木会長の資料を見させていただきましたけれども、ここに書いてございませんとおり、何も手を打たずにいきなり参加して開放したら、日本の農林水産業が大変なことになることは事実でございます。ですから、ここの再生会議でありますように議論を重ねて改革を行いながら最大限強くして、それでも埋められないものは適切なセーフティネットを用意するというで産業界も改革して、農業と一緒に外に向かってやっていくということが大事だと考えています。

昨年、11月にモンゴルのエルベグドルジ大統領が国会で演説されましたけれども、「目覚まし時計が鳴っています。日本の皆さん、早く目を覚ましてください。早く起きて行動してください。」と演説されたことが記憶に深く残っています。今、頑張らなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。

それでは、「中間提言(案)」につきまして、あまり時間がございませんけれども、意見交換をさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ、茂木委員。

(茂木委員)

全中の茂木でございます。この会議は今回で6回目となるわけでございますが、これまでの会議で私はTPP交渉への参加につきましては反対と申し上げてきました。また、東日本の大震災や原発事故につきましては、我が国の最優先の課題にあるとの主張をしてまいりました。また、担い手対策の強化の重要性につきましても発言してまいりました。

中間提言(案)につきましては、私のこれまでの発言がすべて反映されているわけではございませんが、委員の方からさまざまな意見があったことも、また認識をいたしております。その意味で、中間提言(案)はぎりぎりのバランスをとったものであり、了といたします。その上で、2点について意見を申し上げたいと思っております。

まず、原発事故についてでございます。戦略7などに記載をされておりますが、このような書きぶりでは未曾有の大惨事に対する政府の認識、対応としては極めて不十分と言わ

ざるを得ない。この文章を読んだ被災農家はどう思うかと、こんなふうには私から投げ掛けをしたいと思います。

この問題は、人や動植物の命を危険にさらし、自然を破壊している大問題でございます。この書きぶりからはそのような問題意識、罪悪感が十分伝わってまいりません。ある日、突然ふるさとを追われまして仕事を奪われ、家や家族を失い、人生を狂わされる。こんな不条理があるのでしょうか。こんな不条理から被災地の人々を救済するのが国家としての責務であると思います。

稲わら、肉用牛問題も多く多くの県で発生をしまして、状況は日を追うごとに悪化をいたしております。国と東京電力は原発事故に対する責任を明確にし、不条理により大変な困難に直面いたしている消費者、農業者、流通業者の立場に立って万全な対応を実施すべきであります。

次に、経済連携についてでございます。経済産業省からの資料は見識を欠くものであり、全く私は理解できません。中間提言には、「対立構造を避け、冷静な議論が行われるよう、必要な情報を国民に開示する」としています。

この点については私は賛成でございますが、先ほどの経済産業省の説明は対立をあおっているとしか言いようがございません。極めて遺憾でございます。そもそも TPP は農業や工業だけでなく、医療、公共事業、労働環境など、我が国全体の問題であります。我々は、国民各層さまざまな業界の方々から理解をいただくべく取組を展開し、その結果、1,120万人を超えるの方々から TPP 参加反対の署名をいただきました。

そのような中、経済産業省が一部の業界の声を代弁するような資料を出し、説明をするのは大に見識を疑わざるを得ません。円高や電力不足の問題を棚に上げて、農業者に責任転嫁するのは問題のすり替えであり、極めて残念であります。

我々農業者が経済産業省に強く期待をしているのは、原発問題を直ちに終息をさせ、3月11日以前の大地を、そしてまた空気を、青空を返していただきたいということでございます。

最後に、中間提言にある目指すべき姿を実現するには、新たな仕組みをつくり、地域実態を踏まえて具体化することが重要であります。そのためには、新たな財源を確保し、万全な対策を構築することが不可欠であります。その上で、政府は農業者へのセーフティネットの充実と生産対策を実施すべきであります。

以上、申し上げまして中間提言に対しましての私の意見とさせていただきます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

どうもありがとうございます。

佛田委員、どうぞ。

(佛田委員)

佛田でございます。大変、とりまとめ関係者の皆様の御努力でここまで来たなという感想でございます。

農業者として気をつけなければならないのは、予算に吸い込まれるジレンマというか、農業政策の場合はそこをどう考えるかということがまずあります。

それから、議論はとても重要ですし、今までも農業政策の議論は数多くされてきましたけれども、それを実行し、どういう成果を得ていくかという問題。やはりこのペーパーにもございますが、貿易の問題はもとより、国内の農業と農業以外の分野がどんなふうに関連できるかということをもっと更に国内の中で具体的にやる必要があると思います。

ですから、いろいろな困難はそれぞれの立場、たくさんありますけれども、それをどう乗り越えて未来を描いて実行していくかということに尽きるのではないかと思います。以上です。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。

それでは、相良委員どうぞ。

(相良委員)

相良です。どうぞよろしく願いいたします。

前回の会議の後、すぐに資料を送っていただきましてありがとうございました。ただいま御説明いただきましたが、私が読ませていただきました資料の中には、7割の企業が震災の影響を受けて海外移転を加速させているという記載がありました。そのことを考え合わせると、TPP交渉はなぜ必要になるのだろうと、疑問に思います。

また日本の農産物輸出が低すぎると記載されていましたが、日本国内において自給率が少ないのに、更に海外への農産物輸出がほかの国と同じように高くできるのだろうかという疑問に思います。国内自給率を100%にしてから輸出ということを考えなければいけないと思います。若い人たちの海外派遣の支援は、農業の現場においても大変必要だと思っております。

で、それについては同感いたしました。

今回の提言を実行に移すとき、是非検討していただきたいことがあります。平地では20ha から 30ha 規模の経営体が占める構造を目指すとありますが、現在個人経営でも可能となっています。しかし設備投資の支援では、営農集団に偏っているように思えます。一人当たりの経営面積が国の基準を満たしていれば支援の対象にしていただきたいと思いません。

また、社会福祉事業と農林漁業の相互連携の中で、農業現場でも刑務所出所者を雇用し、自立を助ける協力雇用主の育成に取り組んではいかがでしょうか。多くの企業が協力していますが、現状ではまだまだ不足しているそうです。北海道の沼田町に更生保護施設ができていたころ、私たち農業者の代表の集まりで全国指導農業士会というのが年1回開催されるのですけれども、そのときに法務省の方からその協力雇用主のパンフレットをいただきましたが、説明が不十分でした。

先日、宇都宮保護観察所の方から農業者組織・農業生産法人等に対して協力雇用主になっていただけないかという要望がありました。近日中に説明会があります。特に未来のある少年院の出所者の若者に対しては、一つの職場として農業に接する機会を与えていただきたいと思えます。

「農業後継者が不足していることの原因は何か？」この議論がなされないとこの提言も生かされないと思えますし、新規就農者にも未来の展望がないと思えます。農林水産業の復興は急を要しますので、予算の計上が必要ですが、早急に現場に赴き討論をしていただきたい。農業者だけでなく農地保有者も交え話を進めていただきたいと思えます。

先ごろ行われました開国フォーラムのようなものでなく、農水省、国の方とひざを交えて話し合えれば良いと思えます。

現在の放射能の影響なのですけれども、栃木県でも近日中に肉牛の全頭出荷停止になるようです。出荷停止となった場合、どのような状態になれば解除されるのか。今、県としては別の角度で検査を予定していましたが、突然、国の方から出荷停止だと言われたら大変戸惑っています。

また、水稻の放射能の検査が実施されると報道されています。8月下旬に栃木県でも早稲の稲刈りが始まります。もしお米が出荷停止、見合わせとなった場合、私たちはどのように生計を立てていけばいいのか、大変心配です。

企業の方は、日本がだめならば海外に行くことができます。しかし農業者は土地から離れることができません。その辺を考えていただきまして、放射能に対して農業者にどれだ

けの支援ができるのか。その辺は国を挙げて考えて早急に検討し、支援をしていただきた
いと思います。

以上です。ありがとうございました。

(玄葉国家戦略担当大臣)

原発災害に対する対策については、最後に篠原副大臣からおっしゃっていただければと
思います。

それでは、小林委員どうぞ。

(小林委員)

まずこの中間提言ですが、いろいろな議論を踏まえたうえで、非常にうまくまとめて頂
いたと感謝しております。

ただ、あえて注文をつけるとすれば、9ページに記載されている2つの文言についてで
あります。

一つは、「今後取り組むべき重要課題」という表現についてですが、この「今後」という
のをできれば「同時に」とか「速やかに」というような、時間的な感覚を明確にする表現
にした方が良いと思います。これは、いずれやるという曖昧さを残してはいけないという
ことであります。

もう一つは、「新たな工程を検討する」ではなくて、「できるだけ早く新たな工程を提示
する」という文言への修正です。これは、やはりいろいろな国際関係も含めて、スピード
感が非常に大事だろうと思うからであります。

前も申し上げましたが、財政と経済と農業というのは、全部関連しております。従っ
て、すべての問題を同じタイミングでテーブルの上に載せて、解決策を練らなければなり
ません。これは先、これは後、という議論ではないのではないかと思いますので、これら
については是非ご配慮お願い致します。

次に、TPPに関連して少しくどくなりますが、コメントさせていただきます。先ほど松
下さんがお話になりましたことは、そのとおりだと思います。また、相良さんのお話もよ
くわかります。3週間ほど前にアジアを周っておりましたら、ともかく今、工業団地とい
う工業団地が非常に活況を呈していることに気がつきました。日本のメーカーさんが次の
生産拠点をどこに構えようかと、いろいろ視察をされていらっしゃるということでありま
して、その結果、工業団地の賃貸コストが4割、5割上がったというような環境になって

おります。

企業として、生きるか死ぬかというような状況の下では、このような生産拠点の海外移転を検討されることも、やむを得ないと思います。ただ、一方ではこれを強調したいのですが、ある自動車メーカーさんが、為替が 77 円になっても、とにかく日本で自動車をつくるんだ、100 万台つくるんだということを言っていらっしゃるといふ報道もありました。

我々経済界におきましても、やはり日本が空洞化する、雇用不安になる、地方が疲弊する、そんなことを誰も望んでおりません。それらをどうすれば克服できるのか、日本をどうすれば活性化できるのか。その結果、どのように財政貢献できるのか。そういうことを真剣に考えております。

TPP に関しても、日本をどうするんだという議論の中で、オールオアナッシングというようなことではなくて、本当に真正面から、きちんとした冷静な議論を深めていただきたいと思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございます。

それでは、深川委員どうぞ。

(深川委員)

ありがとうございます。さまざまな方の議論があつてここまで至ったのかなと思います。私が一番この 7 つの戦略の中で重要だと思ひますのは、戦略 1 と 2 に挙げていただいた「競争力・体質強化」ということなのですね。これは、TPP も含めて国際貿易を中心に据え、需給を通じて決まる価格というものを通じて考えるかどうか、を意味すると思ひます。だれに向かって競争力強化するのか、だれに向かって体質競争力を強化するのか。別に日本の中で競争しているわけではないので、対外的に、ということでしょう。価格は結局は一番シンプルで一番透明な、残酷ではありますけれども、しかしだれにも一番フェアなものです。

当然、質の議論はありますから、質と価格というのはまた見合いですけれども、それも含めて考えてもこれを一番プライオリティに挙げれば、実は TPP のようなものと農業再生を考えるという意志だと私は理解したいです。貿易自由化と農業再生は、しばしば両立を図るといった玉虫色の話で報告案には登場していますが、もともと両立するものだと私は思ひますし、持続性を考えるとさせるしかない、と思ひます。

韓国はなぜああいう積極的な FTA 対応ができるのか？彼らは確信して両立すると思っ
ているからです。どうして両立するか。韓国人全体の所得が上がるには、工業に所得を稼い
でもらうしかない。それでこそ、高いかもしれないけれども、良質な韓国産の農産物を食
べ続けられるのです。

勿論いろいろな反対は韓国にもあります。反対がありますけれども、このコンセンサ
スがあるから、すごく苦しんでも決断ができ、しかもやってみたら、実際にもう既にプラス
の効果が出ているから、ますますそれが説得できるという循環に
あるのです。

日本は輸出依存度が低いですから、韓国のようなコミットメントは出しにくいと思いま
すけれども、しかし、その分、国内の市場があるということは農業についても巨大なチャ
ンスなのです。つまり、韓国よりも工業によって所得が上がって、サービスも含めてで
すけれども他の産業の生産性が上がれば、それこそが質のよい国産を買い続けることが
できる意味はむしろ韓国よりずっと大きいのです。

なので、ここでは両立しないという発想から出発することを是非ともやめていただくべ
きだと思います。価格というメカニズムの重要性はこの来し方を考えれば明らかだと思
います。日本の農業は私のような素人が見ても、野菜とか果物とか関税が低くて競争原理が
効いてきたものというのはよくなって、高い値段で輸出できるようになったのです。
反面、事実上、貿易から隔離し、減反という歪みをずっと繰り返してきたコメはどうであ
ったか。いつまでたっても価格はあがらず、農家は不幸だった。そして高いコメを
買わされてきた消費者も不幸だった。膨大なコストをかけて誰も幸せになっていない
のです。それを考えると、やはり価格というストレートなメカニズムを通じて抜本的に
構造改革をするということが、恐らく持続可能な点から私は農業にとって非常に重要
で、今度はこのメッセージをより一層、明確に出すことが重要なのではないかと
思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、大泉委員お願いします。

(大泉委員)

この中間報告書に盛られたことは、戦略の最初、つまり戦略 1、戦略 2 に、競争力のある
農業の構築を謳い、強い農業、農業の体質強化のスタンスが明確になっていると思っ
ております。それで、私が申し上げたいのは 2 点でございます。

第1点目は、この中間提言の性格とでも言ったらいいのでしょうか、農政上での性格についてであります。例えば9ページには、「高いレベルの経済連携と農林漁業の再生の両立の実現を図る」、そのためにこの「中間提言にある課題」のクリアが大切という書きぶりになっています。両立する農業の実現に関しては、(2)のところの「競争力・体質強化、地域振興を5年間で集中展開し」という文言を始め、前の方には「成長産業」という言葉まで盛り込まれており、特に戦略1や2がクリア・実現すべき課題に相当するのだろうと思います。

つまり、これは、グローバルな対応として、新たな政策をここで掲げたと判断してよい。これは今までの農政の中でも、新たな方針、新たな政策をここで登場させたと言ってよいのだろうと思います。

そうした観点からした場合に、例えば規模拡大で20~30haといったところに*1、*2というふうな注がありますが、これは何か言い訳めいたような注でありまして、せっかくの中間提言の新しさを打ち消しているようで、むしろない方が中間提言の性格が明確になって良いのではないかと思います。ですから、これまでと違った新たな政策であるとするならば、これは我が国の新たなフロンティア、農業のフロンティアを築くものであるという位置付けと判断して何ら構わないものだろうというふうに思っています。それが第1点です。

第2点は、今後の対応と言いますか、今後の課題とでも言ったらいいものです。これに関しては、ただ今、小林委員からも、それから海江田大臣からも、直ちに実行に移さなければならない課題だというご発言がありましたので、そのようなものとして受け止めたいと思っております。その実現のためには、様々に詳細に提案できるのですが、特に、その具体的なモデル事業、それから予算といったものがどのように担保されるのかというふうなことが気になります。

更には、セーフティネットを構築するというのも書いておりましたが、これは私どもが申し上げたのですが、その中身に関してやはり日本の農業に対してはきちんとしたセーフティネットを張る必要があると考えておりますので、これの吟味も必要になってこようかと思っております。

更には、これが新たな政策だとすると、国内外へのメッセージとして強く打ち出すべきだろうと思いますし、メッセージ性を強調する手法も考えなければならないと思います。特に国内での農業者、あるいはその関係機関へのコミュニケーションの策がどのようにこれから進展するのかといった辺りをもう少し見えるように早急に措置をしてほしいと思

ます。

中でも、この中で担い手という言葉で一元化されていて、余り強調されていないのですが、農業経営者についてであります。日本の農業にはやはり経営者が少な過ぎるんだろうと思います。6次産業化のところで経営者を評価するという文言も出ておりますが、我が国の産業界がこれまでつくり上げたさまざまなノウハウを持った経営者が農業の中にどんどん参入してくる必要があるのだろうと思っております。そのことが強い農業、あるいは競争力のある農業をつくるのだろうと思いますので、そうした観点も今後具体的な施策では付け加えていただけるとありがたいということでもあります。以上でございます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、最後に篠原副大臣、先ほど話題となった原発災害に対する対応策についてお願いします。

(篠原農林水産副大臣)

それでは、私の方からちょうどいい機会でございますし、多分、今の問題について肉用牛農家の関係について御質問、御指摘があるのではないかと思いますので資料を用意しておきましたので、これを傍らに置いていただきたいと思います。

相良委員からありました、まず1点目の出荷制限の関係でございます。今日おいでいただいておりますけれども、枝野官房長官より4件目の出荷停止、ここに網掛けしてありますけれども、福島県が7月18日だったと思います、宮城県が7月29日、昨日が岩手県、そして栃木県が今日出荷制限ということを発表させていただいております。これが1つございます。

それで、解除とかというのは一体どうなるかということです。全県一緒でございますけれども、出荷制限は一応いたします。その後、ある県から適切な飼養管理を徹底している、それから、安全管理を前提に出荷制限の一部の解除の申請があった場合には解除する。

具体的に言いますと、検査をして500ベクレル以下だった。だから出荷させてくださいといった場合、それは自動的に出荷していただいてもいいということにいたします。ただ、それはどういうところをどういうふうにするかというのは県に任せておきまして、汚染された稲わらが出回っている地域があるわけです。そういう地域を指定していただきます。そこは全頭検査という形にいたします。

それ以外の地域、そんなに汚染されていない地域、一覧表を見ていただくと分かるので

すが、宮城県から稲わらがほとんど提供されているわけです。外の県から来たものは宮城県からだけです。あとは、近所の農家とやり取りしているだけなのです。ですから、それがわかりますので区域が指定できます。

それ以外のそれほど汚染されていない県については、これはややこしいのですが、全戸検査、一戸一戸の農家、この牛は憎たらしいからまずいえさで、あの牛はかわいいからいいえさというのはありませんので、1戸で1頭検査すればいいので、そういった形で十分下回った場合は出荷していいですよというような形にしています。

なぜかと言うと、全頭検査はしたいのです。でも、器材がないわけです。ですから、その兼ね合いでそういう形で認めて、そして定期的に検査をしていく。

先の方はわからないのですが、皆様おわかりいただいていると思いますけれども、3週間、2週間、検査をするけれども、1つも出ていないというところがわかれば全面的に解除できるのではないかと思います。

それをちょっと説明させていただきたいと思います。この表の一番下の右側の方から見ていただきたいのですが、ほとんどの皆さん、勘違いしている方が多くいます。出荷頭数、汚染された稲わらを食べた牛が全部汚染されている、3,244頭が汚染されていると勘違いされているわけですが、実は違いまして、そのうち個体識別番号でこれは間違って汚染されて稲わらを食べさせられた牛だということで検査してくれという申告があったのが673頭、これはもっと多くなってほしいのですが、それで検査したところ、42頭しか基準値をオーバーしておりません。ほとんどはシロなのです。ですから、それほどひどい状態ではないということでございます。

ついでにもうちょっとだけ、後ろ側を見ていただきたいのです。なぜ誤解が生じたかと言うと、厚生労働省も農林水産省もちょっと説明が下手でして、最初の南相馬市では6頭全部出荷して、それを調べたら全部汚染されていた。かつ、このひどい数値です。4,350ベクレルです。

それで、2番目の浅川町も実は半分ぐらいが汚染されていたのです。しかし、それ以外のもは先ほどの数字でお分りのとおり、相当検査するんですけども、ほとんど基準値をオーバーしていないんです。この事実をきちんと知っていただいて、この騒ぎを少し沈静化できたらと思っております。

それから、コメの検査の件はちらっと出ましたけれども、これは万全を期さなければいけないと思っております。我々はどうするかと言うと、5,000ベクレル以上のところは作付け制限をしたわけです。なぜかと言うと、移行係数というものがありまして10%を吸

い取ってしまうので 500 ベクレル、穀物も 500 ベクレルなんです。ですけれども、安全を見て、1,000 ベクレル以上に土壌が汚染されている地域はある一定の区域、合併した大きい市ではなくて旧市町村レベルで考えていただければいいと思います。そこでもって数か所のところを調べまして、それで全部が下回ったら出荷していいということにしたいと思います。それが大前提でございます。ですから、西日本の方は、そこまでやる必要はないということです。

ただ、県でやはり心配だから検査してくれというのがあったら検査したりするということしております。ですから、今わかりませんが、全国で数千か所になるとは思いますが、東日本中心に万全を期したいと思っております。

それから、3番目の御質問の5万円でやっていけるかということです。この5万円はまず生活資金でありませんでして、出荷停止されると収入も途絶える、えさ代を払えないということで困っている農家がありますので、えさ代の当面の措置ということで5万円としているだけでございます。

これは、今とりあえずの緊急の対策を発表したところなんです、この部分をちょっと拡充したいということで今、検討中でございます。以上でございます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

話は尽きないと思いますけれども、いかがでしょうか。これから鹿野大臣にもお話いただきますが、先ほど来からのお話を聞きますと、まず「中間提言(案)」の9ページの「今後取り組むべき重要課題」というところを「速やかに」、「直ちに」という形で修文をお任せいただきたいと思います。また、今の原子力災害対策に正面から取り組むというところももう少し強く書いた方がいいと思いますので、その修文もお任せいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。もっと強く書きたいということです。

村田委員、どうぞ。

(村田委員)

戦略7は日本のブランドの毀損に対して正面から取り組むということが重要で、原子力災害そのものは農業との関係だけではなく、いろいろなところに出ています。この会議は農林漁業の問題ですから、日本のブランドの中でも特に農林漁業が毀損しているわけです。だから、もう一度、日本の農林漁業のブランドを再生させるのが戦略性提案です。

先ほどから価格の問題などもいろいろ出ていましたけれども、日本の農業は価値をどれ

だけ上げて世界と闘うか。差別化こそ、特に日本の農業の産業力なんです。だから、農業は量をつくって価格で勝負するという時代ではなくて、価値を上げて世界で優秀な農業生産国になるということが一番大事なんじゃないですか。

(玄葉国家戦略担当大臣)

そのことも含めて一言入れながら、戦略7については文言修正をお任せいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(玄葉国家戦略担当大臣)

では、そのようにさせていただいて、「中間提言(案)」は「案」を取り、今、お話いただいたことも含めて参考にさせていただいて実施をしていくというふうにさせていただければと思います。

鹿野大臣、最後に一言どうぞ。

(鹿野農林水産大臣)

こうやって中間とりまとめができました。委員の皆様方に大変な御努力をいただきましてありがとうございました。

基本的に、この大震災の復興を成し遂げ、原発問題に真正面から取り組み、そして5年間でこの日本の農業の構造を変えていく、こういうようなことの中で取組に対しての御提言をいただいたわけですが、農林水産省といたしましても、今後予算等のことも今いろいろお話がございましたが、そういうことを含めて、これは急がなければなりませんから、概算要求ということも含めて当初予算、そしてまた第3次の復興に関しましては補正予算等々にこの御提言というものを踏まえて取り組ませていただきたいと思っております。

本当に実現会議のメンバーの皆様方には心から感謝を申し上げます。

(玄葉国家戦略担当大臣)

ありがとうございました。

相良委員から、何で70%も企業が震災で海外に行くのという話がありましたけれども、

簡単に言えばさっき深川先生が言われたように、例えば韓国などはアメリカに物を出すときにゼロ%の関税で出せるんですけれども、日本の場合は何十%かかるとか、何%かかるとかという事情があり、一般的な理由で企業が弱まってしまうということなので、いずれにしても高いレベルの経済連携と農業を両立させる必要があります。それで、日本全体の成長を高めて、質の高い国産の品物である日本の農産物、農林水産物を買ってもらいます。

そのためにどうするかということで、この提言が基本的にできているということだと思います。そのために、直ちにまさに今、鹿野大臣がおっしゃったようなことに取り組んでいくということだと思いますので、是非そのことをお願い申し上げたいと思います。

スケジュール的には明日、実は新成長戦略実現会議がございまして、その中にこの中間提言の内容を反映させたい、また、「政策推進の全体像」というものが年央に予定されていまして、それにも反映をさせて閣議決定をしたい、というふうに考えております。

本日の配布資料はすべて公開扱いというふうにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。本当にどうもありがとうございます。

それでは、総理からお願いします。

(菅内閣総理大臣)

「食と農林漁業の再生実現会議」、昨年11月に第1回目の会合を開催し、今日は6回目ということになりました。そして、その精力的な御議論の結果、本日、「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」をとりまとめていただきました。新しい発想で示唆に富む提言が盛り込まれておりまして、皆様方のこの間の努力に心からお礼を申し上げます。

この中身についてはこれから開示されますけれども、まず第1に農林漁業の再生、競争力・体質強化、地域振興を5年間集中して展開する。その間、農林漁業への若者の参加を増やしていく。また、自然エネルギーを活用した地域再生にも取り組む。こういったことを掲げていただきました。

私はやや個人的に、若者をいかにすれば農業に参加してもらえるのか。たしか篠原議員の方からフランスの例などもお話を伺って、あるいは今、相良委員の方から、若い人で社会復帰をするときにそういう人を受け入れようというお話もありましたが、やはり意欲的な若者が農業に参加をする条件をつくることが一方では非常に大きなポイントではないかと、このように思っております。

また、農林漁業の復興や、今回の原子力災害対策については、引き続いて全力を挙げて取り組む、被災地の農林漁業の復旧・復興をこれからの日本のモデルとしていく。

更には、高いレベルの経済連携と農林漁業の再生を両立するために、克服すべき課題をクリアして、直接支払制度の改革や国民への情報の一層の開示を図っていく、これらについては、この間も相当の議論をいただきましたが、両立という形で進めていこうという一つの方向性を出していただきました。

今後は、この中間提言を基に、農林漁業の再生を図っていくことになるわけですが、何と言っても我が国の食の魅力、先ほども量で勝負をするのではなくて質で勝負をするというお話もありましたが、まさに食の魅力、そして農林漁業の潜在力を引き出していくべく、この提言に盛り込まれた政策を迅速に具体化していくことが必要だと、このように考えております。

今回の中間提言をおまとめいただいたことに重ねてお礼を申し上げます。どうも御苦勞様でした。

(玄葉国家戦略担当大臣)

本当にお疲れ様でした。御協力をいただきまして「中間提言(案)」をまとめましたので、本日の実現会議はこれで終了させていただきます。この会議の概要は篠原副大臣から記者ブリーフィングをさせていただくというふうにいたします。

本当にありがとうございました。これからもよろしく申し上げます。